

## 短期生命共済事業細則

### (通則)

第1条 全国大学生協共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、短期生命共済事業規約（以下「規約」といいます。）第90条（細則）にもとづき、この細則を規定します。

### (契約の型)

第2条 規約第3条（特約の付帯と契約の型）第2項の「契約の型」は、別表第1「契約の型」のとおりとします。

### (期間の算出)

第3条 この契約において、該当する月に応当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。

2. この契約において、日、月または年をもって期間をいう場合には、特に規定のある場合を除き、期間の初日を算入します。

3. この契約において、月または年をもって期間をいう場合には、期間の満了日は、特に規定のあるときを除き、その起算の日の当該応当日の前日とします。

### (「統一満了日」)

第4条 規約第4条（共済期間）第2項の「統一満了日」は、3月31日とします。

### (契約者の範囲等)

第5条 規約第5条（契約者の範囲）または第11条（契約の申込み）、第13条（契約申込みの可否）もしくは第18条（契約者の通知義務）における「同一の世帯に属する者」または「同一世帯の者」とは、社会生活上の単位として住居および生計を共にする者をいい、必ずしも親族であることを要しません。

2. 前項において、勤務、就学、療養等の都合により住居を共にすることができない場合であっても、生計を共にするときは、「同一の世帯に属する者」または「同一世帯の者」とみなします。

### (被共済者の範囲等)

第6条 規約第6条（被共済者の範囲）、第9条（共済金受取人の代理人）およびこの細則の第5条（契約者の範囲等）または規約第8条（共済金受取人）における「生計を共にする」または「生計を共にしていた」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。

2. 規約第6条（被共済者の範囲）第1項の「学生」とは、次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 「学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）」の学校の学生および生徒
- (2) 各省庁および地方公共団体の定める大学校の学生
- (3) その他この会が認めた学生および生徒

(留学生の定義)

第 7 条 規約第 3 1 条（戦争その他の非常な出来事等の場合の共済金の支払い）第 3 項の「留学生」とは、日本国外に在住する外国籍を有する者であって、修学または研究の目的で限定した期間（以下「留学期間」といいます。）において第 6 条（被共済者の範囲等）の学生である者をいいます。

(共済金受取人の代理人の取扱い)

第 8 条 規約第 9 条（共済金受取人の代理人）第 1 項の「この会が前 3 号に準ずると認めた者」とは、契約者の日常生活に密接な関係にある者をいいます。

2. 規約第 9 条（共済金受取人の代理人）第 2 項の契約者の「共済金を請求できない事情」または同条第 6 項の共済受取人の「共済金を請求できない事情」もしくは指定代理請求人の「共済金等を請求できない特別な事情」とは、契約者、共済金受取人または指定代理請求人が植物状態、深昏睡状態、遷延性意識障がい、重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあることをいいます。なお、この会が認めた場合に限ります。

(契約の申込み)

第 9 条 規約第 1 1 条（契約の申込み）第 1 項第 8 号の事項は、次のとおりとします。

- (1) 契約者の生年月日
  - (2) 被共済者の住所、所属学校名および所属区分
  - (3) 扶養者の被共済者との続柄
  - (4) 申込日および共済期間
  - (5) 告知事項に対する回答
  - (6) その他この会が必要と認めた事項
2. 規約第 1 1 条（契約の申込み）、第 1 8 条（契約者の通知義務）、第 2 1 条（契約の継続）、第 3 4 条（契約の解約）およびこの細則の「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で消費者生活協同組合法施行規則（昭和 23 年 9 月 30 日大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第 1 号）第 5 3 条（電磁的方法）にもとづくものをいいます。

(告知事項)

第 1 0 条 規約第 1 1 条（契約の申込み）第 2 項の新規契約の申込みにあたっての被共済者になる者の健康状態に関する告知事項は、次の各号のとおりとします。

- (1) 被共済者になる者の申込日時点における病気による入院の有無
- (2) 被共済者になる者の申込日時点における病気による 1 年以内の入院（手術も含みます。）

に関する医師の診断の有無

2. 被共済者になる者が前項の告知事項のいずれかに該当する場合は、この会は、契約申込者または被共済者になる者にその病名およびそれらに関する経過について告知を求めることができます。
3. 契約者が、規約第21条（契約の継続）第1項から第4項により契約の継続、更新または更改の申込みを行う場合においても、この会は、契約の申込みにあたって、必要に応じて第1項の告知事項のほか共済金支払事由の発生の可能性に関する重要な事項について告知を求めることができます。

（共済証書の記載事項）

第11条 規約第13条（契約申込みの諾否）第3項第13号の事項は、次のとおりとします。

- （1）共済掛金の支払方法
- （2）被共済者の生年月日および契約者との続柄
- （3）被共済者の住所、所属学校名および所属区分
- （4）扶養者の被共済者との続柄
- （5）契約日
- （6）共済証書の作成日
- （7）その他この会が必要と認めた事項

（災害時の掛金の払込猶予期間の特例）

第12条 契約者は、規約第14条（初回掛金の払込み）および第23条（継続掛金の口座振替等）にかかわらず、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用される災害の場合で、この会が特に認めたときは、この会が定める払込猶予期間等に従い払込むことができます。ただし、払込猶予期間は最長6ヶ月経過した日の属する月の月末までとします。

（契約による権利義務の承継）

第13条 規約第17条（契約による権利義務の承継）第1項による承継に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この会は承諾をすることはできません。

- （1）被共済者の同意がない場合
- （2）契約を承継する者と被共済者との関係が規約第6条（被共済者の範囲）第1項に該当しない場合
- （3）契約を承継する者が、規約第21条（契約の継続）第9項第3号に該当する場合
- （4）契約の承継が、規約第1条（事業目的）その他規約、この会の定款、内部の規則に照らして、この会が事業の目的を逸脱するまたは不相当と判断した場合

(契約の継続の取扱い)

第14条 共済期間の満了日が統一満了日で設定されている契約の被共済者の卒業が3月でない場合、規約第21条（契約の継続）第2項第2号の適用においては、卒業継続契約で継続するとの申し出は卒業後に初めて到来する3月末までに行うことができます。この申し出による契約は、規約第21条（契約の継続）第2項第2号の卒業継続契約とみなし、継続日は卒業後に初めて到来する4月1日とします。

2. 留学期間中に修学または研究から外れた場合で、規約第31条（戦争その他の非常な出来事等の場合の共済金の支払い）第3項の中断（以下「中断」といいます。）の期間中に、または就労（修学または研究に従事しながら行うアルバイトは含みません。）により学生として所属する第6条（被共済者の範囲）第2項の学校または大学から離れていた期間中に共済期間が満了する場合は、規約第21条（契約の継続）第9項第4号により契約の継続をすることはできません。ただし、兵役以外の事由で中断した場合で、その中断期間中に共済期間が満了しその中断期間が終了した後に留学に戻り契約をするときは、規約第21条（契約の継続）により契約を継続したものとみなします。

(継続掛金の口座振替の取扱い)

第15条 契約者は、規約第23条（継続掛金の口座振替等）第1項により、更改契約以外の契約の継続掛金（以下この条のこの項から第9項において「継続掛金」といいます。）を口座振替で払い込む場合は、この会が指定する金融機関等（以下この条において「取扱金融機関等」といいます。）に口座を設置し、その口座（以下「指定口座」といいます。）からこの会の口座へ継続掛金の振替を行うことを、取扱金融機関等に対して依頼しなければなりません。

2. 契約者は、前項の継続掛金を、規約第23条（継続掛金の口座振替等）第2項の口座振替日（この会と取扱金融機関等との間で取り決めた日とします。ただし、その日が取扱金融機関等の休日に該当する場合には、翌営業日を口座振替日とします。以下同じとします。）に指定口座から掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込むものとし、当該口座振替日に、継続掛金が払い込まれたものとみなします。
3. 契約者は、前項の口座振替日に継続掛金の振替ができなかった場合には、規約第23条（継続掛金の口座振替等）第3項の払込猶予期間内に継続掛金を口座振替により払い込むことができます。この場合、前項の口座振替日に継続掛金が払い込まれたものとみなします。
4. 同一の指定口座から2つ以上の契約（この会の実施する他の共済事業による契約を含みます。以下この条において同じとします。）の共済掛金を振り替える場合においては、この会は、これらの契約の共済掛金を合算した金額を振り替えることができます。このとき、契約者は、この会に対して、これらの契約のうち一部の契約の共済掛金の振替を指定できません。
5. 同一の指定口座から共済契約の共済掛金とこの会が実施する共済事業以外の事業に関する代金等（以下「代金等」といいます。）を振り替える場合においては、この会は、共済掛金と代金等を合算した金額を振り替えることができます。このとき、契約者は、この会に対して、共済掛金

または代金等のいずれかの振替えを指定できません。

6. この会は、口座振替によって払い込む継続掛金について、共済掛金請求書および共済掛金領収証の発行を省略することができます。
7. この会は、この会および取扱金融機関等の事情により、将来にむかって口座振替日を変更することができます。この場合、この会は、その旨をあらかじめ契約者に通知します。
8. この会は、口座振替が完了した場合、共済掛金口座振替完了通知の交付をもって前項の通知に替えることができます。
9. 契約者は、第2項の口座振替日に継続掛金の振替えができなかった場合または第3項の払込猶予期間中に継続掛金の振替えができなかった場合、この会が認めたときは、第3項から第5項にかかわらず、継続掛金を第3項の払込猶予期間内に直接この会に払い込むことまたはこの会が指定する払込票で払い込むことができます。この口座振替以外の方法で継続掛金を払い込んだ場合、第2項の口座振替日に継続掛金が払い込まれたものとみなします。
10. 第4項または第5項の口座振替の場合で前項により口座振替以外の払込みをするときは、その口座振替額を払い込むことができます。このとき、契約者はこの会に対して、共済契約の共済掛金または一部の契約の共済掛金、代金等のいずれかの振替えを指定できません。
11. 契約者は、規約第23条（継続掛金の口座振替等）第4項により、口座振替依頼書が提出されておりこの会が指定する金融機関を通じての口座振替が可能な場合でこの会が認めたときは、更改契約の継続掛金を口座振替により更改日の前月の口座振替日までに払い込むことができます。ただし、更改契約の手続きが更改日の前月の月初から更改日の前日までに行われた場合は、継続掛金を更改日の翌月の口座振替日までに払い込むことができます。
12. 前項の場合、第1項から第10項を準用します。なお、払込猶予期間は口座振替日の翌日から3ヶ月間とし、前項ただし書の適用がある場合は、前項ただし書の口座振替日の翌日から2ヶ月間とします。ただし、共済期間を限度とします。

（初回掛金および継続掛金の口座振替以外の方法による払込み）

- 第16条 規約第23条（継続掛金の口座振替等）第4項により、金融機関の事情により口座振替ができない場合等この会が認めたときは、契約者は、更改契約以外の契約の継続掛金を継続日または更新日の前日までに、直接この会に払い込むことができます。この場合の払込猶予期間は、継続日または更新日から3ヶ月間とし、この期間内に払い込まれた場合はこれらの日の前日に払い込まれたものとみなします。
2. 規約第23条（継続掛金の口座振替等）第4項により、口座振替依頼書が提出されず更改契約以外の契約の継続掛金を口座振替できない場合は、契約者は、口座振替以外の方法でこの継続掛金を継続日または更新日の前日までに、この会に払い込まなければなりません。この場合の払込猶予期間は、継続日または更新日から1ヶ月間とし、この期間内に払い込まれた場合はこれらの日の前日に払い込まれたものとみなします。
3. 初回掛金または継続掛金（以下本条で「掛金」といいます。）の払込みについて、この会が認

めた場合は、コンビニエンスストア等の決済サービスを利用する払込み（以下「コンビニ払い等」といいます。）をすることができます。このコンビニ払い等で掛金を払い込んだ場合は、コンビニエンスストア等に掛金を払い込んだ日を払込日とみなします。

4. 掛金の払込みについて、この会が認めた場合は、クレジットカード払特別条項にもとづき、指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）を通じた、当該カード会社の発行するクレジットカードによる払込み（以下「クレジットカード払い」といいます。）をすることができます。このクレジットカード払いで掛金を払い込んだ場合は、カード会社がクレジットカードによる支払を承諾した日を払込日とみなします。

（継続された契約の共済金支払いの取扱い）

第17条 この会は、規約第21条（契約の継続）により契約が継続された場合、継続前の契約と同種の共済金で同額範囲内の共済金については、初めて当該金額によって締結された契約の申込日から起算して共済金の請求を審査し、それ以外については、更新契約または更改契約の申込日から起算して共済金の請求を審査のうえ支払います。

（共済金請求に必要な提出書類）

第18条 規約第25条（共済金の請求）の添付書類は、別表第2「共済金請求に必要な提出書類」とおりとします。

（共済金の支払方法）

第19条 規約第9条（共済金受取人の代理人）第2項および第6項の「この会が指定する場所」ならびに規約第26条（共済金の支払い）第1項の「この会の指定する場所」は、この会の事務所とします。

2. 規約第9条（共済金受取人の代理人）第2項または第6項の代理人（以下本条と次条において「代理人」といいます。）が共済金を請求する場合、代理人は、共済金受取人名義の金融機関等の口座を共済金受取口座として指定するものとします。ただし、規約第9条第1項第1号から第3号の指定代理請求人が共済金を請求する場合で、この会が特に認めたときは、指定代理請求人名義の金融機関等の口座を指定できます。

（代理人の共済金等の請求の決定通知）

第20条 規約第9条（共済金受取人の代理人）第2項および第6項により、代理人から共済金の請求があった場合には、共済金の支払いの有無にかかわらず、当該請求に関するこの会からの決定は、代理人に通知します。

（「医師」他の定義）

第21条 規約第26条（共済金の支払い）、第43条（死亡保障共済金）、第47条（病気重度後遺

障がい保障共済金)、第48条(事故後遺障がい保障共済金)、第53条(病気入院保障共済金)、第57条(事故入院保障共済金)、第61条(手術保障共済金)、第65条(事故通院保障共済金)、第73条(特定傷害固定具保障共済金)、第82条(扶養者事故重度後遺障がい学業継続支援特約共済金)および第83条(扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金)ならびにこの細則の第10条(告知事項)、第34条(「入院」および「通院」の定義)、第41条(「医学的他覚所見」の定義)および別表第2「共済金請求に必要な提出書類」における「医師」とは、「医師法(昭和23年7月30日法律第201号)」の「医師」または「歯科医師法(昭和23年7月30日法律第202号)」の「歯科医師」とします。

2. 第34条(「入院」および「通院」の定義)、第36条(「病院」および「診療所」の定義)および別表第2「共済金請求に必要な提出書類」における「柔道整復師」とは、「柔道整復師法(昭和45年4月14日法律第19号)」の「柔道整復師」とします。

3. 第34条(「入院」および「通院」の定義)、第36条(「病院」および「診療所」の定義)および別表第2「共済金請求に必要な提出書類」における「鍼灸師等」とは「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年12月20日法律第217号)」の「あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゆう師」とします。

(生死不明の状態)

第22条 規約第27条(生死不明の場合の共済金の支払い)第1項の「保障の対象となる者の生死が不明な場合において、この会が死亡したものと認めたとき」とは、次の各号に該当するときとします。

(1) 当該者が失踪宣告を受けたとき

(2) 当該者が航空機もしくは船舶の事故またはその他の危難(以下「危難」といいます。)に遭い、その生死が、危難の去った後、次の期間を経過してもわからないとき。ただし、次のそれぞれの期間が経過する前であっても、この会が当該者が死亡したものと認めたときは、当該共済金を支払うことができます。

① 航空機の事故の場合 30日間

② 船舶の事故の場合 3ヶ月間

③ ①および②以外の危難の場合 1年間

2. 前項により、共済金受取人が死亡保障共済金を受取る場合には、当該共済金受取人は、この会に対して規約第27条(生死不明の場合の共済金の支払い)第2項の規定に同意する念書を提出しなければなりません。

(無効に伴う共済掛金の返還等)

第23条 規約第32条(契約の無効)第2項のこの会が返還する共済掛金の額は、無効に該当する最初の契約から無効が判明した時まで払い込まれた共済掛金の額とします。ただし、返還する共済掛金の額は、無効が判明した時からさかのぼって3年間に払い込まれた共済掛金の額を限度

とします。

2. 規約第32条（契約の無効）第1項第2号により無効となる場合、契約者は、入学辞退する等理由を記載した書類を提出しなければなりません。

（「その他反社会的勢力」の定義）

第24条 規約第21条（契約の継続）および第36条（重大事由による契約の解除）における「その他反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいい、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団を含みます。

（重大事由による共済契約の解除）

第25条 規約第36条（重大事由による契約の解除）第1項第5号の「存続を不相当と判断した場合」とは、次の場合とします。

- （1）契約者、被共済者または共済金受取人が、過去に共済金または保険金（共済または保険の種目を問いません。以下同じとします。）を取得する目的で共済金支払事由または保険事故を発生させる行為を行った場合
- （2）契約者、被共済者または共済金受取人が、過去に共済金または保険金の請求行為について詐欺行為を行った場合
- （3）その他、規約第36条第1項および前2項の事由と同等の重大な事由があり、この会が実施する事業目的等に照らし、著しく妥当性を欠くと認めた場合

（掛金および解約等返戻金の端数処理）

第26条 規約第4条（共済期間）および第40条（契約の解約・解除等の返戻金）の掛金および解約等返戻金の算出において、10円未満の端数が生じた場合は、1円単位を四捨五入し算出します。

（死亡保障共済金額の適用）

第27条 規約第43条（死亡保障共済金）第1項第1号または第3号に関する共済証書記載の死亡保障共済金額は、死亡または自殺した時の契約の共済金額とします。

2. 前項にかかわらず、発病後に共済金額を増額する申込みがなされ、当該契約発効後にその病気を原因として死亡した場合には、規約第43条（死亡保障共済金）第1項第1号に関する共済証書記載の死亡保障共済金額は、更新または更改前の契約の共済金額とします。ただし、更新または更改の契約の申込日から1年を経過した日以後に死亡した場合は、更新または更改の契約の共済金額とします。
3. 第1項にかかわらず、自殺を図った後死に至る前に共済金額を増額する申込みがなされ、当該契約発効後に死亡した場合には、規約第43条（死亡保障共済金）第1項第3号に関する共済証書記載の死亡保障共済金額は、更新または更改前の契約の共済金額とします。ただし、更新また

は更改の契約の申込日から1年を経過した日以後に死亡した場合は、更新または更改の契約の共済金額とします。

4. 規約第43条（死亡保障共済金）第1項第2号に関する共済証書記載の死亡保障共済金額は、不慮の事故により傷害が生じた時の契約の共済金額とします。

（「犯罪行為」の定義）

第28条 規約第44条（死亡保障共済金を支払わない場合）、第50条（後遺障がい保障共済金を支払わない場合）、第54条（病気入院保障共済金を支払わない場合）、第58条（事故入院保障共済金を支払わない場合）、第78条（父母扶養者死亡特約共済金を支払わない場合）および第85条（学業継続支援特約共済金を支払わない場合）における「犯罪行為」とは、刑法（明治40年4月24日法律第45号）の故意犯であることが、裁判により確定したものをいいます。

（「私闘」の定義）

第29条 規約第44条（死亡保障共済金を支払わない場合）、第50条（後遺障がい保障共済金を支払わない場合）、第58条（事故入院保障共済金を支払わない場合）および第85条（学業継続支援特約共済金を支払わない場合）における「私闘」には、刑法（明治40年4月24日法律第45号）第36条第1項で定める正当防衛は含まれないものとします。

（後遺障がいの取扱い）

第30条 規約別表第1「後遺障がい等級別支払割合表」の「後遺障がい」とは、身体に残存する器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいいます。また、この「後遺障がい」には、不慮の事故を直接の原因とする非器質性精神状態を含みます。

（病気重度後遺障がいと事故後遺障がい重複した場合の共済金の支払い）

第31条 規約第47条（病気重度後遺障がい保障共済金）第1項および第48条（事故後遺障がい保障共済金）第1項において、異なる事由により後遺障がいとなった場合は、それぞれの事由ごとに共済金を支払います。

（後遺障がい保障共済金額の適用）

第32条 規約第47条（病気重度後遺障がい保障共済金）第1項の共済証書記載の後遺障がい保障共済金額は、病気を原因として重度後遺障がいとなった時の契約の共済金額とします。

2. 前項にかかわらず、発病後に共済金額を増額する申込みがなされ、当該契約発効後にその病気を原因として重度後遺障がいとなった場合には、規約第47条（病気重度後遺障がい保障共済金）第1項の共済証書記載の後遺障がい保障共済金額は、更新または更改前の契約の共済金額とします。ただし、更新または更改の契約の申込日から1年を経過した日以後に重度後遺障がいとなっ

た場合は、更新または更改の契約の共済金額とします。

3. 規約第48条（事故後遺障がい保障共済金）第1項の共済証書記載の後遺障がい保障共済金額は、不慮の事故により傷害が生じた時の契約の共済金額とします。
4. 規約第49条（学業復帰支援臨時費用保障共済金）第1項の共済証書記載の学業復帰支援臨時費用保障共済金額は、復学し学業を継続した時の契約の共済金額とします。
5. 前項にかかわらず、発病後または不慮の事故による傷害発生後共済金額を増額する申込みがなされ、当該契約発効後に復学し学業を継続した場合には、次の契約の共済金額とします。
  - （1）病気が原因となった場合は、更新または更改前の契約とします。ただし、更新または更改の契約の申込日から1年を経過した日以後に復学し学業を継続した場合は、更新または更改の契約とします。
  - （2）不慮の事故による傷害が原因となった場合は、不慮の事故による傷害が生じた時の契約とします。
6. 規約第49条（学業復帰支援臨時費用保障共済金）第1項の「復学」には、在学する第6条（被共済者の範囲等）の学校または大学校を退学しその後当該または新たな学校または大学校に入学する場合を含みません。
7. 規約第49条（学業復帰支援臨時費用保障共済金）を基本契約から外して契約（継続した同条を外した契約を含みます。以下この項においては「前契約」といいます。）をした場合で、前契約の共済期間満了後に同条を含めて新たな契約をしたときは、その新たな契約（継続した同条を含めた契約を含みます。以下この項において同じとします。）の規約第49条第1項の適用においては、前契約で支払う規約第47条（病気重度後遺障がい保障共済金）または第48条（事故後遺障がい保障共済金）による重度後遺障がいに関する共済金の支払は、規約第49条第1項第1号または第2号の共済金を支払う場合とはみなしません。なお、規約第49条第1項第1号または第2号の共済金を支払う契約から復学した時の契約まで同条を含めた契約が継続されることを要します。

（病気入院保障共済金額および事故入院保障共済金額の適用）

- 第33条 規約第53条（病気入院保障共済金）第1項の共済証書記載の病気入院保障共済金額は、入院開始時の契約の共済金額とします。
2. 前項にかかわらず、次の各号の事由発生後に共済金額を増額する申込みがなされ、当該契約発効後にその事由を原因とする入院を開始した場合には、規約第53条（病気入院保障共済金）第1項の共済証書記載の病気入院保障共済金額は、更新または更改前の契約の共済金額とします。ただし、その事由が第1号の場合は更新または更改の契約の申込日から1年を経過した日以後に、その事由が第2号または第3号の場合は更新または更改の契約の共済期間開始日から1年を経過した日以後に、入院を開始したときは、更新または更改の契約の共済金額とします。
    - （1）病気
    - （2）不慮の事故による傷害

(3) 不慮の事故以外の外因による傷害

3. 規約第57条(事故入院保障共済金)第1項の共済証書記載の事故入院保障共済金額は、不慮の事故により傷害が生じた時の契約の共済金額とします。
4. 第1項および前項にかかわらず、規約第53条(病気入院保障共済金)第1項または第57条(事故入院保障共済金)第1項の入院の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合については、その発効日以降の入院期間に適用する共済証書記載の病気入院保障共済金額または事故入院保障共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。

(「入院」および「通院」の定義)

第34条 規約第2条(事業)、第53条(病気入院保障共済金)、第54条(病気入院保障共済金を支払わない場合)、第57条(事故入院保障共済金)、第58条(事故入院保障共済金を支払わない場合)、第61条(手術保障共済金)、第65条(事故通院保障共済金)および第73条(特定傷害固定具保障共済金)ならびにこの細則の第10条(告知事項)、第33条(病気入院保障共済金額および事故入院保障共済金額の適用)、第36条(「病院」および「診療所」の定義)および別表第2「共済金請求に必要な提出書類」における「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 規約第2条(事業)、第61条(手術保障共済金)、第65条(事故通院保障共済金)、第69条(こころの早期対応保障共済金)および第73条(特定傷害固定具保障共済金)ならびにこの細則の第36条(「病院」および「診療所」の定義)、第44条(事故通院保障共済金額の適用)および別表第2「共済金請求に必要な提出書類」における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院もしくは診療所に通うことまたは往診により、医師の治療を受けることをいいます。

3. 前2項にかかわらず、規約第57条(事故入院保障共済金)、第65条(事故通院保障共済金)および第73条(特定傷害固定具保障共済金)については、骨折、脱臼、打撲および捻挫の場合に限り、柔道整復師による施術を医師の治療に準ずるものとし、次の各号の通りとします。

(1) 第1項については、施術に関する医師の同意がある場合に限り、「医師」を「柔道整復師」と読み替えます

(2) 第2項については、「医師」を「柔道整復師」と読み替えます。

4. 第2項にかかわらず、規約第65条(事故通院保障共済金)および第73条(特定傷害固定具保障共済金)については、医師により医療上の必要性を認められ事前に指示された場合に限り、鍼灸師等による施術を医師の治療に準ずるものとし、「医師」を「鍼灸師等」と読み替えます。

(「公的医療保険制度」の定義)

第35条 規約第2条(事業)、第53条(病気入院保障共済金)、第57条(事故入院保障共済金)、第61条(手術保障共済金)、第65条(事故通院保障共済金)第69条(こころの早期対応保

障共済金) および第73条(特定傷害固定具保障共済金)における「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。ただし、この会が特に認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)
- (2) 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年5月1日法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年9月8日法律152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年8月21日法律第245号)
- (6) 船員組合法(昭和22年9月1日法律第100号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)

(「病院」および「診療所」の定義)

第36条 規約第26条(共済金の支払い)、第53条(病気入院保障共済金)、第57条(事故入院保障共済金)、第61条(手術保障共済金)、第65条(事故通院保障共済金)、第69条(こころの早期対応保障共済金)および第73条(特定傷害固定具保障共済金)ならびにこの細則の第34条(「入院」および「通院」の定義)および別表第2「共済金請求に必要な提出書類」における「病院」および「診療所」とは、それぞれ医療法(昭和23年7月30日法律第205号)に定める病院および患者の収容施設をもつ診療所とします。ただし、通院または手術に関しては、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。

2. 第34条(「入院」および「通院」の定義)第3項または第4項に該当する場合には、柔道整復師および鍼灸師等の施術所は、「病院」または「診療所」に準ずるものとします。
3. 日本国外にある医療施設は、第1項の場合と同等とこの会が認めた場合には、「病院」または「診療所」に準ずるものとします。

(「法令に定める資格を有さない運転等」)

第37条 規約第44条(死亡保障共済金を支払わない場合)、第50条(後遺障がい保障共済金を支払わない場合)および第58条(事故入院保障共済金を支払わない場合)における「法令に定める資格を有さない運転等」とは、自動車・原動機付自転車、船舶、飛行機ほかその乗用具を運転・操縦するにあたって、法令に定める資格を取得・保有する必要がある乗用具の運転、操縦をいいます。

(「薬物依存」の定義)

第38条 規約第44条(死亡保障共済金を支払わない場合)、第50条(後遺障がい保障共済金を支払わない場合)および第58条(事故入院保障共済金を支払わない場合)における「薬物依存」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)」の分類(F11からF19)によります。

（「最高速度違反」の取扱い）

第39条 規約第44条（死亡保障共済金を支払わない場合）、第50条（後遺障がい保障共済金を支払わない場合）および第58条（事故入院保障共済金を支払わない場合）における「最高速度違反」とは、30km/h以上の速度超過とします。

（「運転中の信号無視」の取扱い）

第40条 規約第44条（死亡保障共済金を支払わない場合）、第50条（後遺障がい保障共済金を支払わない場合）および第58条（事故入院保障共済金を支払わない場合）における「運転中の信号無視」とは、赤信号無視またはこれと同程度の場合とします。

（「医学的他覚所見」の定義）

第41条 規約第54条（病気入院保障共済金を支払わない場合）および第58条（事故入院保障共済金を支払わない場合）における「医学的他覚所見」とは、患者自身の自覚（疼痛等）にかかわらず、医師が視診、触診や画像診断などによって症状を裏付けることができるものをいい、この会が認めたものとします。

（手術の取扱い）

第42条 規約第61条（手術保障共済金）第1項の「治療を直接の目的」とする手術とは、傷病の治療のための手術をいい、「美容整形上の手術」、「疾病を直接の原因としない不妊手術」、「視力矯正のための手術」、「診断・検査のための手術」などは、「治療を直接の目的」とする手術には該当しません。

2. 規約第61条（手術保障共済金）および第69条（こころの早期対応保障共済金）の「医科診療報酬点数表」とは、手術等の診療行為を受けた時点において、厚生労働省告示で規定されている医科診療報酬点数表をいいます。

3. 規約第61条（手術保障共済金）の「歯科診療報酬点数表」とは、手術等の診療行為を受けた時点において、厚生労働省告示で規定されている歯科診療報酬点数表をいいます。

4. 規約第61条（手術保障共済金）第2項第2号の場合、その一連の照射が行われた最初の日を手術を受けた日とみなし同条第1項を適用します。

5. 規約第61条（手術保障共済金）第5項の場合、1回の手術とみなされる複数の手術のうち、最初の日を手術が行われた日を手術を受けた日とみなし同条第1項を適用します。

（手術保障共済金額の適用）

第43条 規約第61条（手術保障共済金）第1項の共済証書記載の手術保障共済金額は、手術を受けた時の契約の共済金額とします。ただし、規約第61条第7項により共済期間中の手術とみなされる手術の場合は、規約第53条（病気入院保障共済金）第12項の満了した共済期間にかかる契約の共済金額とします。

2. 前項にかかわらず、次の各号の事由発生後に共済金額を増額する申込みがなされ、当該契約発効後にその事由の治療を直接の目的とする手術を受けた場合には、規約第61条（手術保障共済金）第1項第1号に関する共済証書記載の手術保障共済金額は、更新または更改前の契約の共済金額とします。ただし、その事由が第1号の場合は更新または更改の契約の申込日から1年を経過した日以後に、その事由が第2号または第3号の場合は更新または更改後の契約の共済期間開始日から1年を経過した日以後にその手術を受けた場合は、更新または更改の契約の共済金額とします。

(1) 病気

(2) 不慮の事故による傷害

(3) 不慮の事故以外の外因による傷害

3. 第1項にかかわらず、規約第61条（手術保障共済金）第1項第2号または第3号に関する共済金額については、不慮の事故により傷害が生じた後に共済金額を増額する申込みがなされ、当該契約発効後にその傷害の治療を直接の目的とする手術を受けた場合には、同条第1項第2号および第3号に関する共済証書記載の手術保障共済金額は、不慮の事故により傷害が生じた時の契約の共済金額とします。

(事故通院保障共済金額の適用)

第44条 規約第65条（事故通院保障共済金）第1項の共済証書記載の事故通院保障共済金額は、不慮の事故により傷害が生じた時の契約の共済金額とします。

2. 前項にかかわらず、規約第65条（事故通院保障共済金）第1項の通院の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合については、その発効日以降の通院期間における事故通院保障共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。

(こころの早期対応保障共済金額の適用等)

第45条 規約第69条（こころの早期対応保障共済金）第1項の共済証書記載のこころの早期対応保障共済金額は、初めて精神疾患の診療を受けた時の契約の共済金額とします。

2. 規約第70条（こころの早期対応保障共済金を支払わない場合）により準用する規約第54条（病気入院保障共済金を支払わない場合）の規定は、同条第1項とします。

(特定傷害固定具保障共済金額の適用)

第46条 規約第73条（特定傷害固定具保障共済金）第1項の共済証書記載の特定傷害固定具保障共済金額は、不慮の事故により同条第1項第1号の傷害が生じた時の契約の共済金額とします。

(父母扶養者死亡特約共済金額、学業継続支援特約共済金額の適用)

第47条 規約第77条（父母扶養者死亡特約共済金）および第83条（扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金）の各共済証書記載の共済金額は、それぞれ死亡または自殺した時の契約の

共済金額とします。

2. 前項にかかわらず、発病後に共済金額を増額する申込みがなされ、当該契約発効後にその病気を原因として死亡した場合には、規約第83条（扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金）における共済証書記載の共済金額は、更新または更改前の契約の共済金額とします。ただし、更新または更改の契約の申込日から1年を経過した後に死亡した場合は、更新または更改の契約の共済金額とします。
3. 第1項にかかわらず、自殺を図った後死に至る前に共済金額を増額する申込みがなされ、当該契約発効後に死亡した場合には、規約第83条（扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金）の共済証書記載の共済金額は、更新または更改前の契約の共済金額とします。ただし、更新または更改の契約の申込日から1年を経過した日以後に死亡した場合は、更新または更改の契約の共済金額とします。
4. 規約第81条（扶養者事故死亡学業継続支援特約共済金）および第82条（扶養者事故重度後遺障がい学業継続支援特約共済金）の各共済証書記載の共済金額は、不慮の事故により傷害が生じた時の契約の共済金額とします。
5. 新規契約の申込日以前に発病した病気に、この申込日後に発病した病気が加わったことにより扶養者が共済期間中に死亡した場合で、この申込日以前に発病した病気がその死亡に与える影響が軽微であるとき（この申込日以前に発病した病気のみでは、医学的には死亡を生じさせるような原因には通常はならないと判断される場合をいいます。）は、規約第83条（扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金）第1項の適用において、申込日後に発生した病気を原因とする死亡とみなします。

（異議申立てに関する審査委員会の組織）

第48条 規約第87条（異議申立ておよび審査委員会）の審査委員会の委員および運営は、異議申立ておよび審査委員会規則に規定するとおりとします。

2. 審査委員会の裁定結果について、契約関係者より異議が出された場合、第三者の中立的裁定を共済相談所（日本共済協会）の「紛争解決支援業務」を紹介します。

（適用時期）

第49条 規約第28条（時効）の規定は、2010年4月1日以降発生した事由に適用します。

（改廃）

第50条 この細則の変更および廃止は、理事会の承認をもって行います。

付則

(2010年8月30日制定)

(施行期日)

1. この細則は2010年(平成22年)10月1日から適用します。なお、適用日以前に成立した共済契約についても同様とします。

付則

(2014年(平成26年)7月11日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則の一部改正(2014年(平成26年)7月11日理事会)は2014年(平成26年)7月28日から施行し、2015年(平成27年)4月1日以降に発効する共済契約に適用します。なお、2015年(平成27年)4月1日より前までに発効した共済契約については、その共済期間の満了にいたるまで従前の例によります。

付則

(2015年(平成27年)9月11日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則の一部改正(2015年(平成27年)9月11日理事会)は、2016年(平成28年)1月1日から適用します。なお、適用日以前に成立した共済契約についても同様とします。

付則

(2016年(平成28年)7月8日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則の一部改正(2016年(平成28年)7月8日理事会)は2016年(平成28年)7月21日から施行し、2017年(平成29年)4月1日以降に発効する共済契約に適用します。なお、2017年(平成29年)4月1日より前までに発効した共済契約については、その共済期間の満了にいたるまで従前の例によります。

付則

(2018年(平成30年)7月13日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則の一部改正(2018年(平成30年)7月13日理事会の決議)は2018年(平成30年)7月13日から施行し(以下「新細則」といいます。)、2019年(平成31年)4月1日以降に発効する共済契約に適用します。なお、2019年(平成31年)4月1日より前までに発効した共済契約(以下「現行契約」といいます。)については、その共済期間の満了にいたるまで従前の例によります。

2. 2018年（平成30年）5月29日に厚生労働大臣に一部改正の認可を受けた規約（以下「新規規約」といいます。）附則第2項により、2019年（平成30年）3月31日以前に発効する契約に適用される規約（以下「旧規約」といいます。）第21条（契約の継続）により現行契約を継続した場合に限り、継続した契約に旧規約と2019年（平成31年）3月31日以前に発効する契約に適用される細則（その細則の第5条（被共済者の範囲）第3項を含みません。以下「旧細則」といいます。）を適用します。
3. 旧規約の適用を受ける契約から新規規約の適用を受ける契約に移行する契約（以下「移行契約」といいます。）のうち、新規規約附則第3項第2号の契約（以下「更改移行契約」といいます。）に新規規約附則第5項を適用する場合、新規規約第21条（契約の継続）第3項の更新契約に適用される新規規約第23条（継続掛金の口座振替等）の規定を適用します。この場合、この細則の第15条（継続掛金の口座振替の取扱い）第11項および第12項は適用されません。
4. 新規規約附則第6項の「月中」とは、月の初日の翌日から月末までをいいます。
5. 2019年4月1日に発効する移行契約には、第27条（死亡保障共済金額の適用）第2項および第3項、第32条（後遺障がい保障共済金額の適用）第2項、第33条（病気入院保障共済金額および事故入院保障共済金額の適用）第2項ならびに第43条（手術保障共済金額の適用）第2項は適用しません。

別表第1 (契約の型)

| 型名    |               | BF型       | B型        | NB型       | NU型       |
|-------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 区分    | 保障項目          | 共済金額      | 共済金額      | 共済金額      | 共済金額      |
| 基本契約  | 死亡保障          | 100万円     | 100万円     | 100万円     | —         |
|       | 後遺障がい保障       |           |           |           |           |
|       | (病気重度後遺障がい保障) | 540～600万円 | 540～600万円 | 540～600万円 | 135～150万円 |
|       | (事故後遺障がい保障)   | 24～600万円  | 24～600万円  | 24～600万円  | 6～150万円   |
|       | 学業復帰支援臨時費用保障  | 100万円     | 100万円     | 100万円     | —         |
|       | 病気入院保障        | 1万円       | 1万円       | 1万円       | 5千円       |
|       | 事故入院保障        | 1万円       | 1万円       | 1万円       | 5千円       |
|       | 手術保障          | 5万円       | 5万円       | 5万円       | 2万円       |
|       | 事故通院保障        | 2千円       | 2千円       | 2千円       | 1千円       |
|       | こころの早期対応保障    | 1万円       | 1万円       | 1万円       | 1万円       |
|       | 特定傷害固定具保障     | 2万円       | 2万円       | 2万円       | 1万円       |
| 特約    | 父母扶養者死亡特約     | 20万円      | 20万円      | —         | —         |
|       | 学業継続支援特約      |           |           |           |           |
|       | 扶養者事故死亡       | 500万円     | —         | —         | —         |
|       | 扶養者事故重度後遺障がい  | 500万円     | —         | —         | —         |
|       | 扶養者病気死亡・自殺    | 30万円      | —         | —         | —         |
| 表定掛金額 |               | 14,400円   | 12,600円   | 12,000円   | 6,000円    |

別表第2（共済金請求に必要な提出書類）

1. 共済金請求にあたって提出する書類は、この会が定める共済金請求書類と次の書類とします。

|   | ● 必ず提出いただく書類 ○ 場合によって提出いただく書類 |  |  |  |   |   |                                 |   |                                      |                                      |                                      |                                      |  |  |   |  |  |
|---|-------------------------------|--|--|--|---|---|---------------------------------|---|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|--|---|--|--|
|   | 死亡<br>保障<br>共済<br>金           | 病<br>障<br>が<br>い<br>重<br>保<br>障<br>共<br>済<br>金 | 事<br>障<br>が<br>い<br>重<br>保<br>障<br>共<br>済<br>金 | 学<br>費<br>用<br>復<br>帰<br>支<br>援<br>臨<br>時<br>金 | 病<br>気<br>入<br>院<br>保<br>障<br>共<br>済<br>金 | 事<br>故<br>入<br>院<br>保<br>障<br>共<br>済<br>金 | 手<br>術<br>保<br>障<br>共<br>済<br>金 | 事<br>故<br>通<br>院<br>保<br>障<br>共<br>済<br>金 | こ<br>保<br>こ<br>ろ<br>の<br>共<br>済<br>金 | 特<br>定<br>障<br>害<br>共<br>固<br>定<br>金 | 父<br>母<br>扶<br>養<br>者<br>共<br>済<br>金 | 特<br>約<br>扶<br>養<br>者<br>共<br>済<br>金 | 扶<br>養<br>者<br>支<br>援<br>特<br>約<br>死<br>亡<br>共<br>済<br>金 | 扶<br>養<br>者<br>支<br>援<br>特<br>約<br>死<br>亡<br>共<br>済<br>金 | 学<br>業<br>支<br>援<br>特<br>約<br>保<br>障<br>共<br>済<br>金 | 扶<br>養<br>者<br>支<br>援<br>特<br>約<br>死<br>亡<br>共<br>済<br>金 | 扶<br>養<br>者<br>支<br>援<br>特<br>約<br>死<br>亡<br>共<br>済<br>金 |
| 死亡診断書(死体検案書)                            | ●                             |  |  |  |   |   |                                 |   |                                      |                                      |                                      | ●                                    | ●  |  |   | ●  |  |
| 被共済者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）                    | ●                             |  |  |  |   |   |                                 |   |                                      |                                      |                                      |                                      |  | ●  | ●   | ●  |  |
| 共済金受取人の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)                  | ●                             |  |  |  |   |   |                                 |   |                                      |                                      |                                      |                                      |  |  |   |  |  |
| 共済金受取人の本人確認書類                           | ●                             | ○  | ○  |  |   |   |                                 |   |                                      |                                      |                                      |                                      |  | ●  | ●   | ●  |  |
| 診断書(後遺障がい) * 1                          |                               | ●  | ●  |  |   |   |                                 |   |                                      |                                      |                                      |                                      |  |  |   | ●  |  |
| 被共済者の復学の届出 * 2                          |                               |  |  | ●  |   |   |                                 |   |                                      |                                      |                                      |                                      |  |  |   |  |  |
| 診断書<br>(入院・通院・手術・治療等) * 1               |                               |  |  |  | ○   | ○   | ●                               | ○   |                                      | ○                                    |                                      |                                      |  |  |   |  |  |
| 申告書(入院・通院、特定傷害固定具、<br>精神科専門療法による診療) * 1 |                               |  |  |  | ○   | ○   |                                 | ○   | ●                                    | ○                                    |                                      |                                      |  |  |   |  |  |
| 医療費領収書、診療明細書                            |                               |  |  |  | ○   | ○   | ○                               | ○   | ●                                    | ○                                    |                                      |                                      |  |  |   |  |  |
| 不慮の事故であることを証明する書類                       | ○                             |  | ○  |  |   | ○   |                                 | ○   |                                      | ○                                    |                                      |                                      | ●  | ●  |   |  |  |
| 父母であることの公的証明書                           |                               |  |  |  |   |   |                                 |   |                                      |                                      |                                      | ○                                    |  |  |   |  |  |
| 扶養者であることを証明する書類                         |                               |  |  |  |   |   |                                 |   |                                      |                                      |                                      | ○                                    | ○  | ○  | ○   |  |  |
| 扶養者の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)                     |                               |  |  |  |   |   |                                 |   |                                      |                                      |                                      |                                      | ●  | ●  | ●   |  |  |
| 委任状                                     | ○                             |  |  |  |   |   |                                 |   |                                      |                                      |                                      |                                      |  |  |   |  |  |
| 被共済者の在学証明書                              | ○                             | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○                               | ○   | ○                                    | ○                                    | ○                                    | ○                                    | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  |

- \* 1) 上記書類のうち、「診断書（後遺障がい）」、「診断書（入院・手術・治療等）」および各種申告書については、この会 所定の様式によるもので、これらの診断書または申告書の原本の提出が必要です。
- \* 2) 上記書類のうち「復学の届出」には、これと同趣旨の被共済者が在籍する学校への提出書類を含みます。復学の届出をしていない場合は、「授業料納付書控」および「復学に関する申告書」とします。また、在籍する学校が発行するこれらの書類が提出されたことまたはこの保障の共済金請求時に当該学校に在学していることを証明する書類を含みます。

2. 規約第9条（共済金受取人の代理人）第1項の指定代理請求人および同条第6項の代理請求人のいずれかが共済金を請求する場合は、上記書類に加えて次の書類を提出しなければなりません。なお、指定代理請求人が請求する場合は、第1号から第3号の書類の提出で足りるものとします。

- (1) 第8条（共済金受取人の代理人の取扱い）第2項の「共済金を請求できない事情」を示す書類（診断書等）

- (2) 共済金受取人に成年後見人等が登記されていないことの証明書
  - (3) 共済金受取人と指定代理請求人または代理請求人との続柄等が確認できる書類（住民票等）
  - (4) 規約第9条（共済金受取人の代理人）第6項の「指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情」を示す書類（診断書等）
  - (5) 代理請求人の印鑑証明書
  - (6) この会の所定の念書
3. 第34条（「入院」および「通院」の定義）第3項に該当する場合には、共済金の種類ごとに、次のとおりとします。
- (1) 事故入院保障共済金を請求する場合には、柔道整復師の施術証明書および施術に関する医師の同意書をもって、診断書（入院・手術・治療等証明書）に代えることができます。
  - (2) 事故通院保障共済金または特定傷害固定具保障共済金を請求する場合には、柔道整復師の施術証明書をもって、診断書（入院・手術・治療等証明書）に代えることができます。
4. 事故通院保障共済金を請求する場合で、第34条（「入院」および「通院」の定義）第4項に該当するときは、鍼灸師等の施術証明書および施術に関する医師の指示書をもって、「診断書（入院・手術・治療等証明書）」に代えることができます。
5. 被共済者が自動車、原動機付自転車を運転している時に発生した事故に関して、死亡保障共済金、事故後遺障がい保障共済金、事故入院保障共済金、手術保障共済金、事故通院保障共済金または特定傷害固定具保障共済金を請求する場合は、第1項に規定する書類に加えて、被共済者の当該運転の自動車または原動機付自転車についての運転免許証（写し）の提出が必要となります。
6. 第1項の「不慮の事故であることを証明する書類」とは、次のとおりとします。
- (1) 交通事故によって傷害を受けた場合は、自動車安全運転センター各都道府県事務所またはこれに代わるべき第三者の発行する証明書
  - (2) その他前号に準ずる不慮の事故を証明する書類
7. この会は、前6項にかかわらず、書類の一部の省略を認め、または所定以外の書類の提出を求める場合があります。